職員処遇の見直しは十分か? 6月議会一般質問

さらに求められる財政改革

山下市長は就任後、いち早く財政改革に取り組み、職員数の適正化、入札制度改革、補助金の見直 し等で福祉財源の確保に努めてきました。しかし、あちらこちらでムダをなくしてお金を集めて来て も、膨れ続ける扶助費(生活・教育・医療等にかかる経費です。)にすぐに消えていってしまうのが 現状で、さらなる財政改革が求められています。

そこで、塩見は6月議会の一般質問において、総予算の4分の1強を占めている人件費に目をつけ、職員の処遇について更なる見直しを図るよう質問しました。

*職員定数の見直しはもうおしまい?

塩見:定員適正化計画による職員数削減は 1 年前倒しで平成 17年度比約 10%削減の目標を達成できたが、体育施設の民間委託などを進めればさらに削減可能ではないか?

回答(安井公室長): 今後も市民サービス水準を 低下させることなく、行政改革の中で取り組んで いく。

*こんな再任用制度なら要らない!

塩見: 今年度当初の再任用(定年退職後の再雇用) 職員は 20 人。そのほとんどは市の出先機関や外郭団体に配属されており、半数以上は施設の管理・運営業務である。市民や団体への出前講座の講師、今後増える下水道工事にあたっての地元調整や施策を進めるうえでの調査担当など、長年培われた経験を生かせる配置とし、現役職員の業務の後方支援にあたるべきではないか?

回答(安井公室長): 再任用時には出先機関の業務を希望する職員が多いが、施設の民間委託等でポストが減っていくので、当然、配属のあり方を考え直していかねばならない。

*これって必要?特殊勤務手当。

塩見: 危険・困難・不快・不健康な業務にあたったときに支給される特殊勤務手当だが、必ずしも危険・困難ではないものや本来の業務と思われるものが対象に含まれている。支給するとしても日当ではなく件数で支給するなど実態にあった方法にすべきではないか?

回答(安井公室長): 平成 19 年度に見直し、 1300 万円削減できたが、県から是正通知を受けているものもあり、組合との交渉のうえ、支払い項目、方法とも継続して見直したい。

* 互助会への市の補助をオープンに!

塩見: 互助会への補助金を廃止する自治体も多い



そうと真剣勝負です。三〇分。いい答弁を引き出一般質問での発言時間は

中で、生駒市は支出を続けている。どの事業にい くら補助しているの かを市民に公表し、理解を 得るべきではないか?

回答(市長): 地方自治法には自治体による職員 対象の厚生事業実施義務を規定しており、事業は 必要と考えるが、民間や他自治体とのバランスを 考える必要がある。市民の理解を得るためにも、 広報で公表するように指示する。

塩見: 地方自治法上の「職員」にはあたらない議員に対する人間ドッグ補助は即刻やめるべきではないか?

回答(市長):議会でご議論いただきたいが、一般職と同様、市民の理解を得なければならないと思っている。

* 残業時間を減らす計画はどうなった?

塩見: 平成20年度に策定予定だった行政改革アクションプランに定めた「時間外労働削減計画」をまだ策定できていないようだが、計画を断念するのか?遅れてでも策定するのか?

回答(安井公室長):遅れてでもやりたい。

一般質問とは調べたデータや 根拠をもとに「所信」を問い、「疑 義」を質すことなのですが、「知 っているなら聞くな!」というヤ ジが飛ぶのには困ったものです。



どこまで本気?酒井議員の辞職勧告

度目

の辞職勧

告決議案を全会

致で

可

決

で

も

請

願

は

傍聴にお越しください!

5月臨時議会で、4月に大阪地裁であっせん収賄と背任罪で実刑判決を受けた酒井隆議員に対して、生駒市議会は2年前に次いで2回目となる議員辞職勧告決議案を全会一致で決議しました。

その一方で、市民からの要望を受け、塩 見が紹介議員の一人になって提出した「酒 井隆議員の辞職を求める請願書」は、「辞職 勧告決議」によって目的が達せられたとし て議決の結果、「議決不要」になってしまい ました。

◆議決不要とすることに(敬称略)

賛成:稲田・中谷・中野(翔)

山田・西口(凛風)

矢奥・下村・八田(公明党)

白本 (無会派)

福中・小笹(民主党)

谷村・樋口・中浦(草創)

反対:宮内・上原・浜田(日本共産党)

井上・有村・角田・伊木・塩見

(市民派クラブ)

請願には、法的拘束力を持たない辞職勧告だけでは不十分なので、議会として強く働きかけをしてほしいという願いが込められており、辞職勧告決議と同趣旨ではありません。また、請願は憲法にも保障され

た市民の権利であり、請願者の意向を無視 して議会が勝手に議決不要の判断をするな ど、あってはならないことです。

市民の力で 酒井議員のリコールを / 成功させましょう!

方法は これしか ない!

議会の「辞職勧告決議」に法的拘束力はありませんが、市民による解職請求(リコール請求)による住民投票の結果、解職に 賛成多数ならば、酒井議員を辞めさせることができます。

ただし、解職請求には有権者の3分の1 (約32000人)もの署名が必要です。請求代表者から署名を集めることを委任された人のことを受任者といいますが、受任者をできるだけ増やすことがリコール成功の秘訣です。このニュースをお読みになった方は、ぜひ受任者にご登録ください。

受任者登録先(連絡先)

〒630-0267

生駒市仲之町 2-21 島田ビル 1 F TEL & FAX : 050-5005-8231 「酒井議員をリコールする会」

今年度の塩見は…

以下の委員会等に所属しています。

- *議会運営委員会
- *議会報編集委員会
- *企画総務委員会
- *牛駒市総合計画特別委員会
- *駅前再開発特別委員会
- *「議会改革に関する検討会」の行政監視部会



6月議会における企画総務員会。塩見は前列左から2人目。 後列は委員外議員。生駒市議会は委員外議員も発言できます。 衆議院議員選挙が間近に迫っていますが、 政党に所属しない塩見は日々の生活に何ら変 わるところはありません。

とはいえ一有権者として、明日の日本を託すことができる政党、議員をしっかり見極めたいと思っています。

今の国は地方に改革を迫るわりには、自身 の改革は進まず、無駄を削ることなく、景気 対策の名のもとに多額の財政出動。これが、 全部今の子どもたちにツケが回ることになる のかと思うと、この国に政策はあるのか?と 嘆かわしくなります。



しかし、嘆いていても何も 変わりません。まずは投票に 行って自分たちの強い意思を 示しましょう。

塩見 牧子